

# 千代田町公有財産売却に係る 公募型プロポーザル実施要領

令和7年7月  
千代田町 総務課

## 1 募集の趣旨

千代田町赤岩地内に在する町有地は、町の中心にあることから、町の活性化と雇用の確保を実現させるため、本件土地における事業活動によって、将来にわたり高い経済効果を生み出し、他に波及効果を及ぼすと認められる民間事業者へ売却することになりました。

売却に当たっては、売却後の事業計画と提案価格を総合的に評価し、最も優れた応募者を優先交渉権者として決定する公募型プロポーザル方式により買受候補者を選定します。

## 2 売却物件

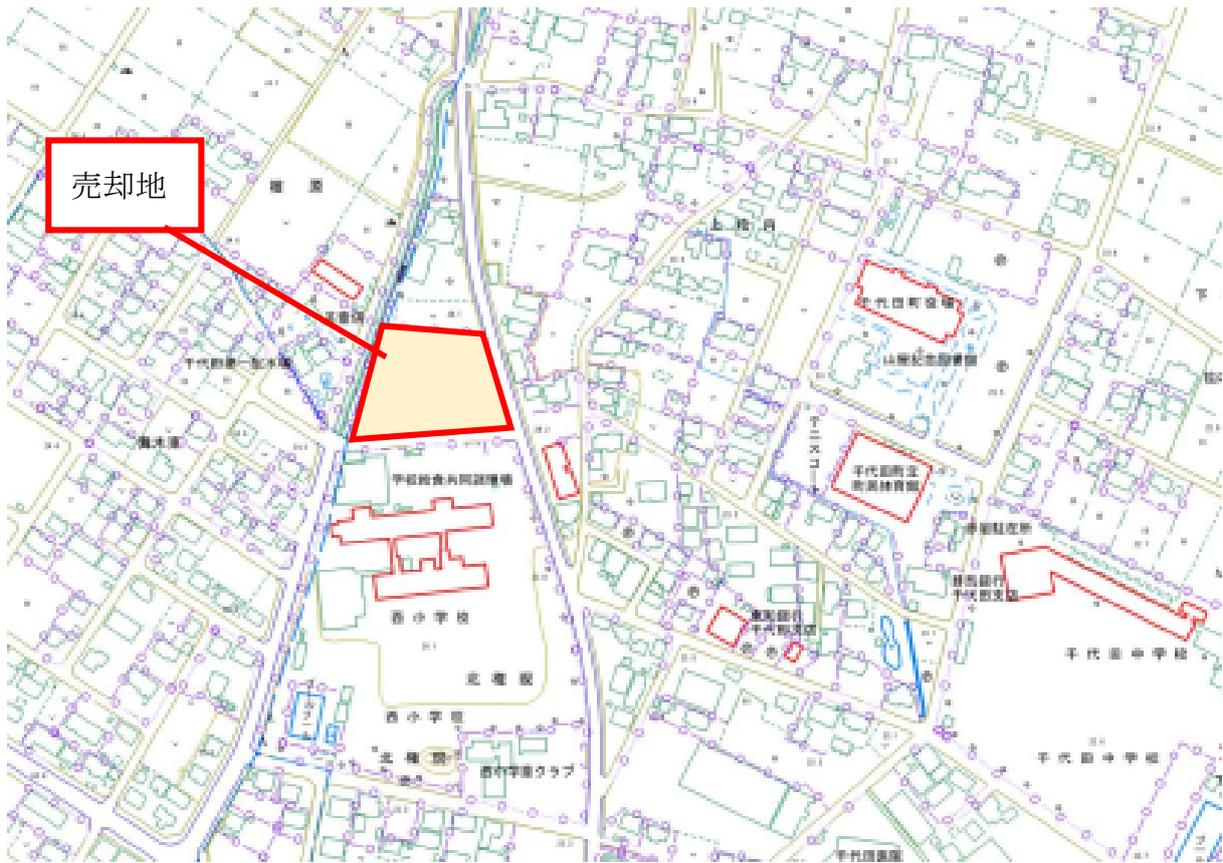
### (1) 売却物件の概要（以下まとめたの売却となります）

	地番	地積	登記地目	現況地目
1	赤岩 1802-3	1060.48 m <sup>2</sup>	山林	宅地
2	赤岩 1802-4	1189.75 m <sup>2</sup>	山林	宅地
3	赤岩 1802-5	1126.85 m <sup>2</sup>	宅地	宅地
4	赤岩 1802-6	311.59 m <sup>2</sup>	山林	宅地
5	赤岩 1802-7	428.40 m <sup>2</sup>	山林	宅地
6	赤岩 1800-2	117.87 m <sup>2</sup>	山林	宅地
7	赤岩 1800-3	156.83 m <sup>2</sup>	雑種地	宅地
8	赤岩 1800-4	5.75 m <sup>2</sup>	雑種地	宅地
9	赤岩 1755-3	76.74 m <sup>2</sup>	山林	宅地
	合計	4474.26 m <sup>2</sup>		

詳細は関係資料（位置図等）を参考のこと。

なお、物件調書は応募者が物件の概要を把握するための参考資料であり、必要に応じて、応募者自身で現地及び諸規制について調査確認を行うこと。

## (2) 位置図



## (3) 物件に関する留意事項

- ・対象物件は、平成 29 年度に町が取得後、防災倉庫用地として利用していた土地です。
- ・土地の地積は、測量による実測面積です。
- ・地下埋設物、土壌汚染の調査は実施していません。
- ・物件の引き渡しは現状有姿のままで行います。土地に存在する一切の設備等は町で撤去せず、所有権移転と同時に買受者の所有となります。
- ・本要領に記載されている物件に関する情報は参考資料ですので、事前に必ず、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

### 3 募集内容

(1) 予定価格（最低売却価格）

56,000,000円

(2) 売却の条件

- ・ 売買した物件は、食料品や日用品を販売するスーパーマーケットや生鮮ドラッグストアといった店舗等用途に利用し、地域の活性化を図ること。
- ・ 災害時における応急生活物資供給等に関する協定を締結し、災害時における町民生活の安定を図ることに協力ができること。
- ・ 売買契約を締結した日から起算して3年以内に提案内容に即した事業に着手し、10年間は提案のあった用途以外に供してはいけない。（買戻特約を登記する）

### 4 参加資格

参加の資格がある事業者は、次の各項目に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 法人の場合は、買受申込時点において日本国内で法人登録をしている法人であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない者であること。

会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(3) 経営者、役員及び従業員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団またはその構成員でないこと。

- (4) 本プロポーザル参加申込み時直前の決算手続が終了している決算日を含む  
決算年度の国税、都道府県税及び市区町村税について、参加申込み時点で未納  
額がないこと。

## 5 スケジュール

項目	日程
実施要領の公表・配布開始	令和7年7月18日（金）～ 町HPにより公表・配布
現地見学会は設定しません	常時見学可能です 申し込み前に現地を必ずご確認ください
質問の受付	令和7年7月18日（金）～ 8月1日（金）
質問に対する回答	随時回答いたします
企画提案・申込の受付	令和7年7月18日（金）～ 8月8日（金）
審査（場合によりヒアリング）	令和7年8月12日（火）～ 15日（金）
審査決定通知	令和7年8月18日（月）（予定）
売却決定通知	令和7年8月22日（金）（予定）
契約の締結	売却決定通知より2週間以内に契約書を締結する
売買代金の納付	契約成立から30日以内に納付
所有権移転登記	代金納付後速やかに、町が所有権移転登記を行う

## 6 企画提案・申込手続き

- (1) 受付期間 令和7年7月18日（金）から令和7年8月8日（金）まで  
（土曜日及び日曜日を除く） 午前8時30分から  
午後5時15分まで（正午より午後1時までの間は除く）
- (2) 受付場所 〒370-0598 群馬県邑楽郡千代田町大字赤岩1895番地の1

千代田町役場 総務課（2階）

(3) 申込方法 次の提出書類を受付期間内に受付場所に直接ご持参ください。

郵送の場合は、令和7年8月8日（金）午後5時15分必着。

(4) 提出書類

・ 価格提案及び企画提案書類（任意様式）

・ 買受申込書

（添付書類）

① 商業・法人登記全部事項証明書

② 決算報告書（直近4ヵ年分）

③ 定款

④ 店舗等の新設計画を審議した会議の議事録

⑤ 会社概要（会社案内・パンフレット等）

⑥ 建設計画平面図

・ その他（必要に応じて）

(5) 注意事項

① 提出された書類に事実と相違する記載があるときは、申込み及び売  
払いの決定は無効となります。

② 提出された書類は一切返却しないものとし、審査以外の目的に使用  
しません。

③ 千代田町情報公開条例に基づく情報公開や選定結果の公表等のた  
め、提出書類を公表する場合があります。この場合において、本町は  
著作権者の同意を得ずに無償で使用できるものとします。

④ 買受申込者が土地所有権移転登記名義人となります。共有希望の場  
合は連名での申込みとなり、買受申込書に持分を記入していただきま  
す。

⑤ 共有希望の場合の提出書類は、買受申込者全員分が必要となります。

- ⑥ 応募者は、提案計画の内容や本町との協議事項、交渉内容について、  
守秘義務を遵守することとし、本町の事前承諾なく、これらの内容を  
公表してはならない。
- ⑦ 申込みの受付をした後、買受申込者の都合による申請書等の書換  
え、引換え又は撤回をすることはできませんので、よく確認してから  
提出してください。

## 7 審査方法等

### (1) 審査方法

提出された関係書類、企画・価格提案書等の内容を、選定委員会において、  
実施要件及び審査基準に照らし合わせて審査した上で、本件土地の売却に最も  
適切であると判断したものを決定します。

### (2) 審査基準

評価項目	評価の内容
価格提案	提案価格
提案事業の内容	町の発展・持続性に資する提案であるか
	町の現状・課題等の解決に資する提案であるか
	一過性ではなく長期的な運営が見込める提案であるか
提案事業の実現 性・継続性	提案事業の開発及び運営に十分な実績があるか
	実施スケジュールが適正であるか
	財務状況が健全であり、資金計画及び収支計画が適正 であるか
自然環境・景観・ 近隣・地域への配 慮	自然環境・景観への配慮が適切であるか
	近隣住民への配慮・説明等の計画が適正であるか
	近隣事業者への影響に配慮した提案であるか
	従業員の確保計画が適切であるか

### (3) 選定

各委員の採点により、第1位と採点した委員を最も多く獲得した提案者を買受候補者とする。なお、第1位と採点した委員を最も多く獲得したものが複数ある場合は、採点の集計により決定する。

提案者が1者だけの場合でも、その提案内容が優れていると審査された場合は、優先交渉権者とする。

### (4) 審査結果の通知

審査結果は、選定委員会による審査終了後、町ホームページで公表するとともに、提案者全員に文書で通知する。

## 8 契約内容

別添土地売買契約書のとおり